

阿見町 DX 推進計画

令和 5 年 3 月

目次

第1章 DX 推進計画策定の背景	1
1. 計画策定の背景と目的	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
第2章 阿見町を取り巻く現状と課題	5
1. 国の動向	6
2. 本町の現状と課題	7
(1) 人口動向	7
(2) 財政状況	9
(3) 住民ニーズ	11
(4) 行政事務の状況	13
第3章 DX 推進における目指す姿	17
1. 本町における DX とは	18
2. 基本方針	19
3. 計画の体系	20
4. 基本施策	21
基本方針 1 - ①マイナンバーカードの普及促進	21
基本方針 1 - ②行政手続きのオンライン化	23
基本方針 1 - ③デジタルデバインド対策	28
基本方針 1 - ④地域社会のデジタル化	30
基本方針 2 - ①BPR の取組の徹底	33
基本方針 2 - ②ペーパーレス化の推進	34
基本方針 2 - ③テレワークの推進	37
基本方針 2 - ④AI・RPA の利用推進	40
基本方針 3 - ①自治体情報システムの標準化・共通化	42
基本方針 3 - ②セキュリティ対策の徹底	44
基本方針 3 - ③デジタル人材の育成・確保	46
基本方針 3 - ④オープンデータの推進	48
第4章 計画の推進体制	51
1. 計画の推進体制	52
(1) 阿見町 DX 推進本部	52
(2) 阿見町 DX 専門部会	52
参考 用語の説明	53

第1章 DX推進計画策定の背景

1. 計画策定の背景と目的

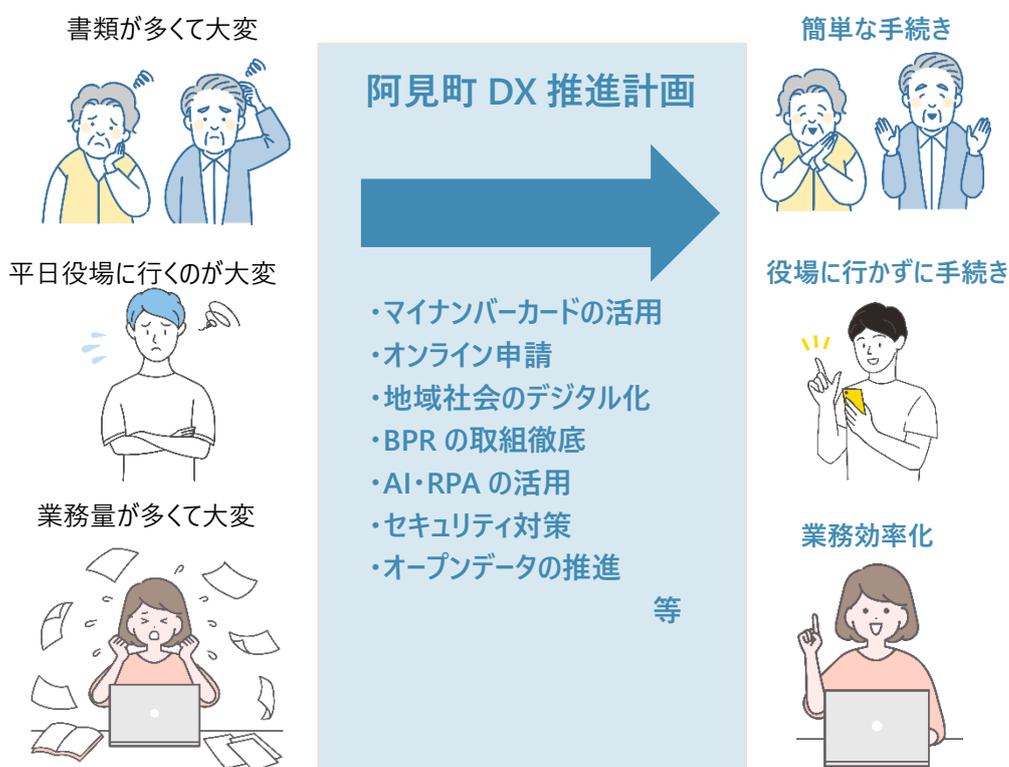
新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまでの生活様式や働き方といった社会のあり方に大きな変化が生じました。また、感染症の対応においては、様々な点において行政におけるデジタル化の遅れを顕在化させるものになりました。

こうした状況を受け、国は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を決定し、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を目指すべきデジタル社会のビジョンに掲げ、行政のみならず、社会経済活動全般のデジタル化を強力に推進する方針を示しました。

また、自治体の DX 推進に向けて、自治体が重点的に取り組むべき事項が盛り込まれた「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」が策定されるなど、自治体においてもデジタル化は喫緊の課題となっています。

本町においても、目まぐるしく変わる社会情勢や多様化する町民ニーズに対して、限られた資源を効率的に活用しながら対応していくことが求められており、そのためにもデジタル技術の活用は必要不可欠な状況です。

本計画は、デジタル技術を徹底的に活用することで、さらなる住民サービスの向上と業務の効率化を達成すべく策定するもので、阿見町一丸となって DX 推進に取り組んでいくための指針として定めるものです。



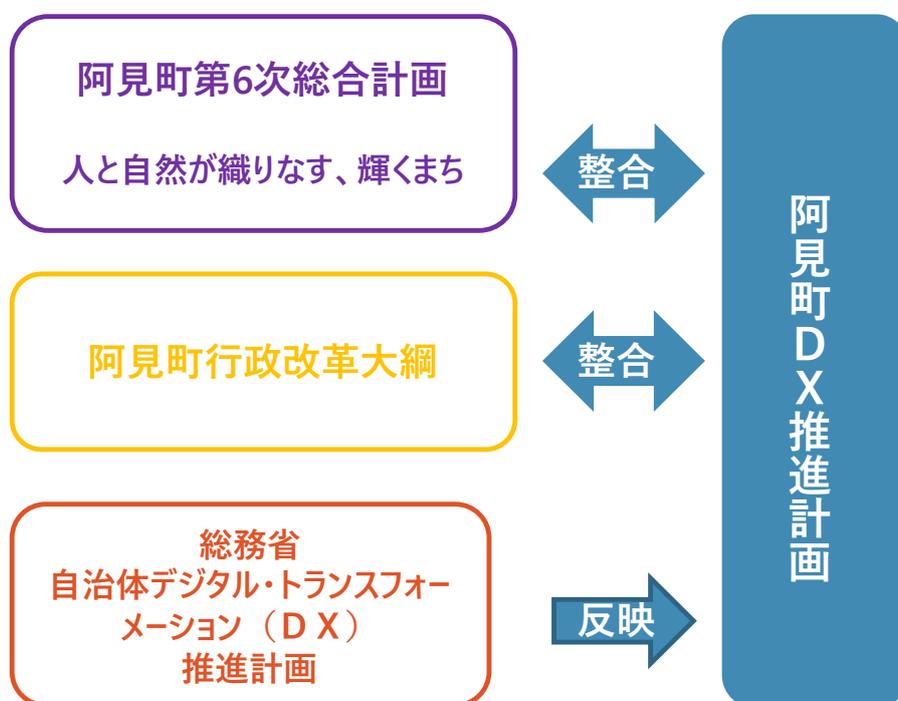
2. 計画の位置づけ

本町では、平成 31 年（2019 年）3 月に策定した「阿見町第 6 次総合計画（後期基本計画）」において、「みんなが主役のまちづくり」をまちづくりの基本理念として掲げ、この基本理念に基づき「人と自然が織りなす、輝くまちー豊かな自然環境と共存しながら 緩やかに発展し続ける職住のバランスのとれたまちー」という将来像実現に向けた町政運営を進めております。

また、本町では簡素で効率的な行政運営を推進するため、平成 8 年（1996 年）に「阿見町行政改革大綱」を策定し、以降、社会経済情勢の変化や地方分権の進展等に伴い、5 回の改定を行い、町民の皆様に必要なサービスを持続してお届けできるよう、絶えず行政改革に取り組んでいます。

本計画は、本町が目指す将来像の実現や行政改革の取組を DX の観点から推進するものとして位置づけます。

また、国が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」をもとに、本町の特性や実情を踏まえて策定した計画でもあり、同推進計画の重点取組事項である行政手続のオンライン化などの行政サービスの向上や町政運営の効率化・高度化を図る「行政のデジタル化」だけでなく、「地域社会のデジタル化」「デジタルデバイド対策」についても、この計画に基づき推進することで、行政における DX 推進の使命である「誰一人取り残さない」デジタル化の実現を目指すものです。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

なお、計画の期間及び内容については、国や県の動向を反映させるよう、適宜見直しを行います。

	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
阿見町第6次総合計画 (後期基本計画)	2019年～					
阿見町行政改革大綱	2019年～					
総務省 自治体デジタル・トランスフォー メーション（DX）推進計画	(2021年1月～) 5年間					
阿見町DX推進計画		5年間				



第2章 阿見町を取り巻く現状と課題

1. 国の動向

平成 28 年（2016 年）12 月に「官民データ活用推進基本法」、令和元年（2019 年）12 月には、デジタル手続法が施行され、行政のデジタル化に関する基本原則等が示されました。

令和 2 年（2020 年）12 月には、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、目指すべき社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が掲げられたほか、デジタル社会形成の基本原則が示され、IT 基本法の見直しや、デジタル庁の設置についての考え方に関する方針がまとめられました。

令和 3 年（2021 年）7 月には、自治体が「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を踏まえ、足並みを揃えて着実に DX に取り組めるよう、「自治体 DX 推進手順書」が作成されました。

令和 3 年（2021 年）9 月には、「デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号）」が施行されるとともに、デジタル庁が設置され、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務などが規定されました。

令和 3 年 12 月には、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の指針としました。

図表 1 自治体の DX 推進に関する法制度等の状況

平成 28 年（2016 年）12 月 14 日	「官民データ活用推進基本法」施行
令和元年（2019 年）12 月 16 日	「デジタル手続法」施行
令和 2 年（2020 年）12 月 25 日	「デジタル・ガバメント実行計画」改定
令和 2 年（2020 年）12 月 25 日	「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」策定
令和 3 年（2021 年）7 月 7 日	「自治体 DX 推進手順書」公表
令和 3 年（2021 年）9 月 1 日	「デジタル社会形成基本法」施行
令和 3 年（2021 年）9 月 1 日	デジタル庁設置
令和 3 年（2021 年）12 月 24 日	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」策定

2. 本町の現状と課題

(1) 人口動向

本町の人口は、昭和40年（1965年）以降の住宅団地開発や土地区画整理事業などにより、平成7年（1995年）までは大きく増加し、以降も平成17年（2005年）の47,994人まで微増傾向にありました。それ以降は微減傾向で推移していましたが、令和2年（2020年）には48,553人と再び増加に転じました。

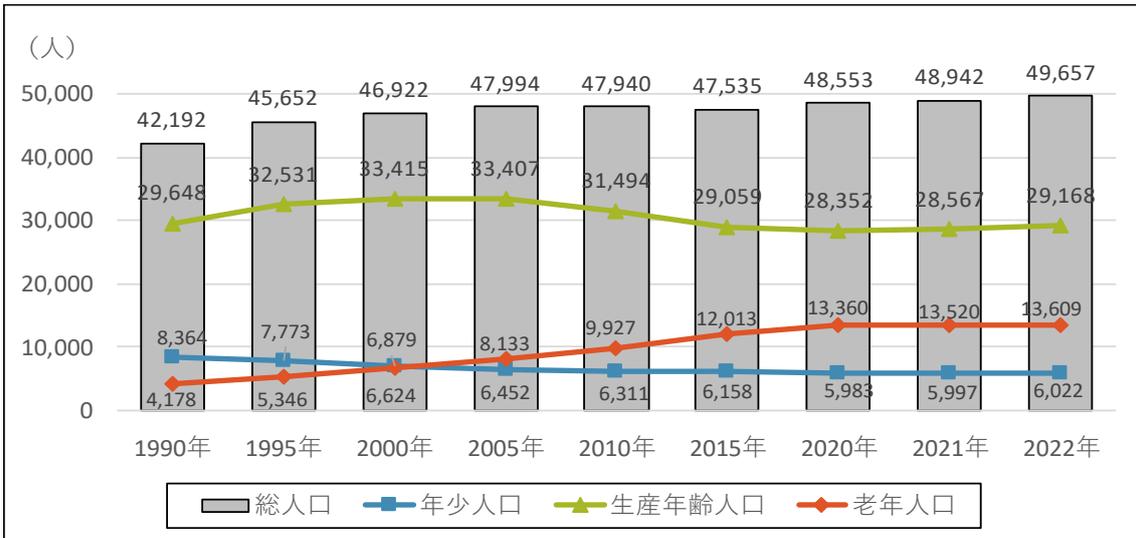
近年はJR荒川沖駅沿線の荒川本郷地区や、大型商業施設のある圏央道阿見東IC周辺の阿見吉原地区で子育て世代の若年層が増え、町の人口増をけん引しており、令和4年（2022年）10月1日現在における本町の人口は49,657人となっています。荒川本郷・阿見吉原の両地区では土地区画整理事業が進められ、特に荒川本郷地区では今後も大規模な住宅地や商業用地の開発も予定されていることから、当面は若年層を中心に人口増加が続くと見込まれます。

年齢3階級別人口では、年少人口は減少傾向にあり、平成2年（1990年）から30年間で、人口数では約26%、人口割合では78%減少しています。また、生産年齢人口は、平成12年（2000年）までは増加傾向にあったものの、平成17年（2005年）以降は減少に転じました。人口割合においても、平成7年（1995年）年の71.3%から減少に転じ、令和2年（2020年）には58.4%と約13%減少しています。

一方、老年人口は増加傾向にあり、平成17年（2005年）には年少人口を上回り、令和2年（2020年）年は13,360人となり、平成2年（1990年）年から30年間で3倍以上に増加しています。人口割合では、平成22年（2010年）に20%を超え、令和2年（2020年）は27.5%となり、町民の約4人に1人が高齢者となっています。

将来的に、労働力の供給が制約される中においても、安定的かつ持続可能な行政サービスを提供し続けるため、限られた人的資源を効率的・効果的に活用していく必要があります。また、職員が企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければできない役割に注力できる環境を作れるよう、現在の業務を抜本的に再構築していくことが求められています。

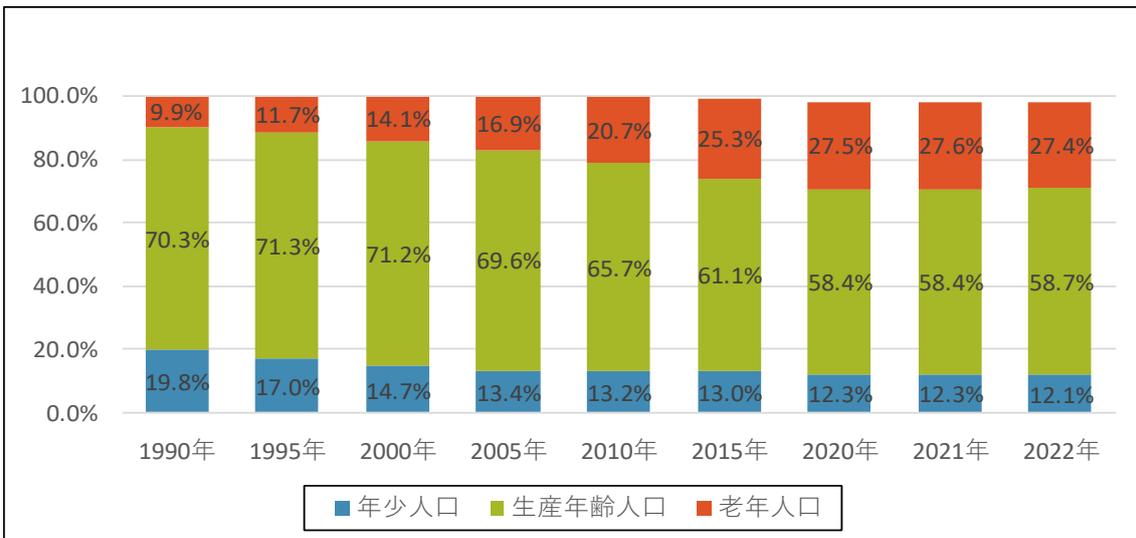
図表 2 人口推移



出所：総務省「国勢調査」（1990年～2020年）

茨城県「常住人口調査」（2021年～2022年）※10月1日現在

図表 3 年齢3階級別人口割合推移



出所：総務省「国勢調査」（1990年～2020年）

茨城県「常住人口調査」（2021年～2022年）※10月1日現在

(2) 財政状況

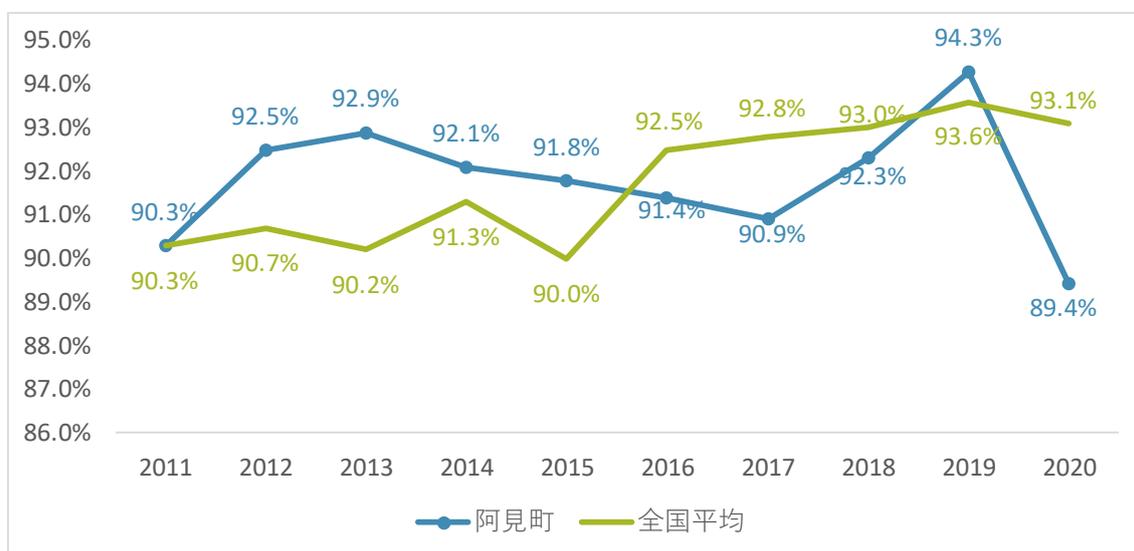
① 経常収支比率

本町の経常収支比率¹は、平成 25 年(2013 年)以降改善傾向で推移し、平成 30 年(2018 年)、令和元年(2019 年)と一時的に悪化したものの、令和 2 年(2020 年)は 89.4%と大きく改善しました。

全国平均との比較では、平成 27 年(2015 年)までは全国平均を上回っていましたが、平成 28 年(2016 年)以降は令和元年(2019 年)を除き全国平均を下回っています。

今後も、持続的な行政運営を行っていくためには、行財政改革を推し進め財政の維持・健全化を図っていくとともに、効率的な業務体制を構築していく必要があります。

図表 4 経常収支比率の推移



出所：総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」

¹ 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

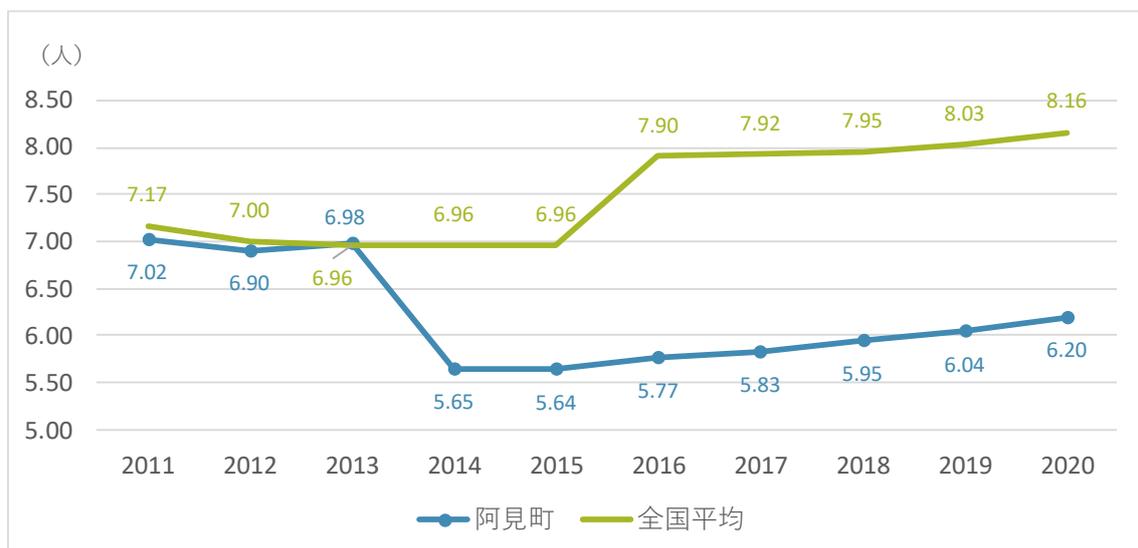
②人口あたり職員数

本町の人口千人あたりの職員数の推移を見ると、平成 23 年（2011 年）は 7.02 人だったものが、平成 26 年（2014 年）に大きく減少し 5.65 人となり、以降微増傾向で推移し、令和 2 年（2020 年）は 6.20 人となっています。

全国平均と比較すると、平成 25 年（2013 年）を除き平均より少なくなっており、令和 2 年（2020 年）は全国平均より 1.96 人少なくなっています。

効率的な行政運営が行えていると捉えられる一方、職員一人ひとりに過度の負担が掛かっていることや十分な行政サービスが提供出来ていないことなども考えられるため、業務やサービス提供の状況を正確に把握したうえで、適正な人員配置や業務の在り方について検討していく必要があります。

図表 5 人口千人あたり職員数の推移



出所：総務省

「地方公共団体定員管理調査結果」「住民基本台帳に基づく人口」

「人口動態及び世帯数調査」

(3) 住民ニーズ

令和4年(2022年)に実施した「町民意向調査」の結果から、本町におけるDXへの住民の皆さまの認識や意向等を確認しました。

阿見町における「これまでの主な施策の満足度・重要度」では、「情報化の推進」は満足度で25位、重要度で23位とどちらも低位な結果となりました。

図表 6 主な施策の満足度・重要度

(平均値・評価値：点、順位：位)

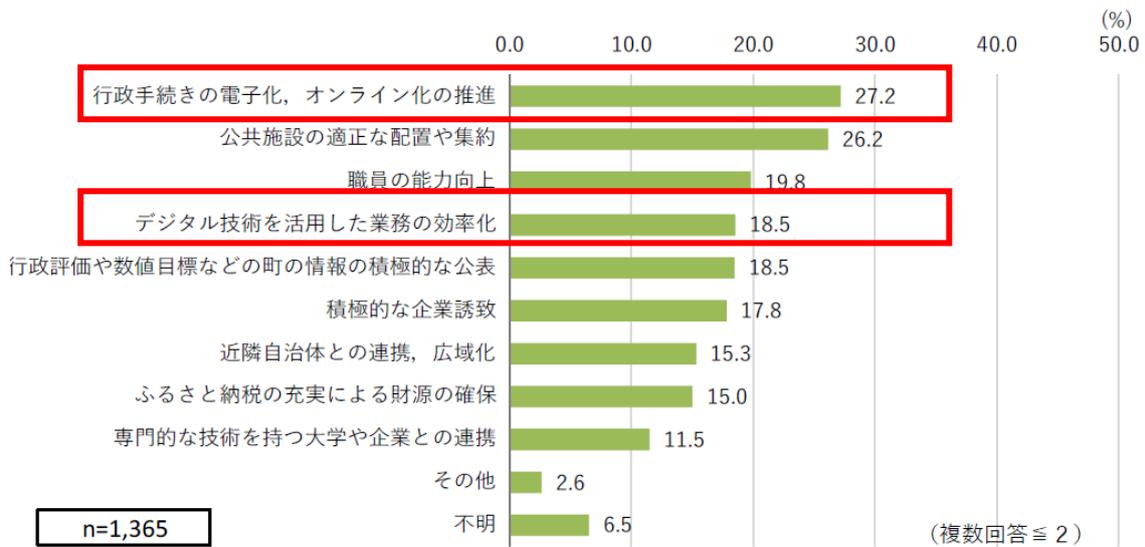
重点プロジェクト	施策	満足度				重要度			
		平均値	順位	評価値	順位	平均値	順位	評価値	順位
(1)地域力を育むプロジェクト	【町民参加の促進】	2.84	22	2.89	4	3.41	26	3.52	4
	【コミュニティ活動の充実】	2.80	24			3.27	28		
	【広報・広聴活動の充実】	2.88	20			3.53	21		
	【行政運営】	2.88	20			3.67	18		
	【財政の健全化】	3.03	13			3.73	15		
(2)町民・企業・行政等の連携・協働促進プロジェクト	【産学官連携】	2.93	18	2.88	5	3.48	25	3.50	5
	【生涯にわたって学べる環境づくり】	2.82	23			3.51	24		
(3)子どもの成長や若者の活躍を支えるプロジェクト	【子ども・子育て支援の充実】	3.19	6	3.22	1	3.94	6	3.96	1
	【医療福祉の充実】	3.33	2			4.11	1		
	【幼児教育の充実】	3.26	3			3.93	7		
	【学校教育の充実】	3.22	4			3.98	4		
	【児童生徒の健康管理と安全対策】	3.21	5			3.97	5		
【社会全体で取り組む教育の推進】	3.10	9	3.84	10					
(4)町民の暮らしを支えるプロジェクト	【介護保険制度の適正な運営】	3.12	8	2.98	3	3.93	7	3.80	2
	【地域福祉の推進】	3.04	12			3.70	16		
	【高齢者福祉の充実】	3.03	13			3.78	11		
	【障害者福祉の充実】	2.94	17			3.75	13		
	【交通体系・公共交通の充実】	2.38	27			3.78	11		
	【情報化の推進】	2.79	25			3.52	23		
	【地域防災対策の推進】	3.02	15			3.75	13		
	【消防・救急体制の充実】	3.40	1			3.99	3		
【防犯対策の推進】	3.06	10	4.00	2					
(5)霞ヶ浦等の地域資源を活かした交流プロジェクト	【観光の振興】	2.36	28	2.68	6	3.30	27	3.46	6
	【自然環境の保全】	2.93	18			3.54	20		
	【農業の振興】	2.74	26			3.53	21		
(6)地域経済の活力向上プロジェクト	【市街地の整備】	3.05	11	3.08	2	3.70	16	3.74	3
	【商工業の振興】	2.99	16			3.65	19		
	【良好な住宅・住環境づくり】	3.19	6			3.86	9		
(7)全体平均		2.98				3.72			

出所：令和4年阿見町住民意向調査

一方、「将来を見据えた行政運営を行っていくために重要だと思う取組」については、「行政手続きの電子化、オンライン化の推進」が全体の27.2%と最多となっており、「デジタル技術を活用した業務の効率化」も18.5%と上位に位置する結果となりました。

これまで以上に本町におけるDX化に対する住民ニーズは高まっていることがうかがえ、行政手続きのオンライン化やデジタル技術を活用した業務の効率化について、早急に進めていく必要があります。

図表 7 将来を見据えた行政運営を行っていくために重要だと思う取組



出所：令和4年阿見町住民意向調査

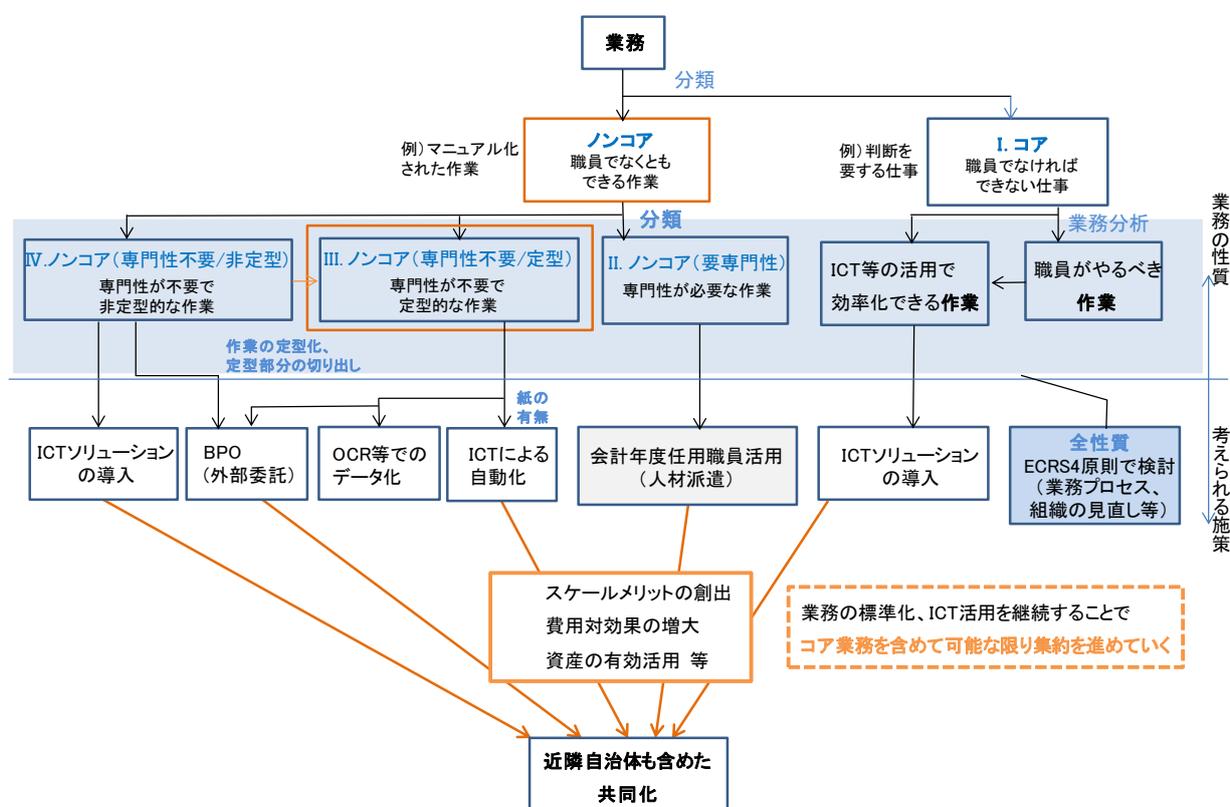


(4) 行政事務の状況

業務効率化の取組を進めていくに当たり、各事務の業務プロセスや業務時間を定量的に把握することを目的として、全庁を対象とした「業務量調査」を実施しました。

特に、正規職員でなければできない「コア業務」と、正規職員でなくてもできる「ノンコア業務」の視点で調査内容を分析することで、コア業務・ノンコア業務それぞれに合わせた手法で効率化を図り、職員のコア業務への専念と住民サービスの向上実現につなげていきます。

図表 8 業務の性質による分類



調査の結果、阿見町における業務量全体に占めるコア業務の割合は 29.9%、ノンコア業務の割合は 70.1%となりました。

ノンコア業務を専門性や定型的なものかどうかで分類してみると、「専門性が必要な業務」が 19.7%、「専門性が不要で定型的な業務」が 38.7%、「専門性が不要で非定型的な業務」が 11.7%となっています。

また、正規職員が担う業務を見ると、正規職員のうち 56.1%がノンコア業務に従事しており、これは正規職員でなくても作業可能だが、正規職員が対応している状況であることを示します。

業務の担い手の見直しや、業務自体の省力化等に取り組み、職員がコア業務に注力できる環境を整備していく必要があります。

図表 9 業務のコア・ノンコア比率

業務の性質による分類	割合			基礎自治体平均 (基礎自治体96の平均)		
	正規職員	非正規職員	合計	正規職員	非正規職員	合計
I. コア 職員でなければできない仕事	29.9%	0.0%	29.9%	32.7%	0.0%	32.7%
II. ノンコア (要専門性) 専門性が必要な作業	10.8%	8.9%	19.7%	5.3%	7.9%	13.2%
III. ノンコア (専門性不要/定型) 専門性が不要で定型的な作業	20.2%	18.4%	38.7%	23.5%	13.8%	37.3%
IV. ノンコア (専門性不要/非定型) 専門性が不要で非定型的な作業	7.3%	4.4%	11.7%	10.5%	6.4%	16.9%
合計	68.2%	31.8%	100.0%	72.0%	28.0%	100.0%

出所：阿見町

また、作業を処理媒体別に見ると、全庁業務時間のうち 80.5%が紙を利用した作業で、電子化率は 9.4%にとどまっており、業務効率化の観点から、紙中心の業務フローから電子中心のフローに変えていく必要があります。

図表 10 処理媒体別年間作業時間

処理媒体	年間作業時間				
	合計	I. コア	II. ノンコア	III. ノンコア	IV. ノンコア
紙（量極大）	19,005h	4,412h	15h	12,923h	1,655h
電子+紙（量極大）	41,837h	13,343h	39h	23,115h	5,340h
紙（量多い）	72,736h	17,438h	3,847h	46,664h	4,788h
電子+紙（量多い）	94,066h	53,060h	3,083h	26,859h	11,064h
紙（量少ない）	107,082h	30,016h	6,357h	61,904h	8,805h
電子+紙（量少ない）	161,349h	62,577h	7,439h	54,196h	37,137h
電子	57,815h	21,264h	2,445h	29,476h	4,630h
該当なし	62,475h	11,956h	2,434h	33,701h	14,384h
合計	616,364h	214,065h	25,659h	288,838h	87,802h
紙利用率	80.5%	84.5%	81.0%	78.1%	78.3%
電子利用率	9.4%	9.9%	9.5%	10.2%	5.3%

出所：阿見町

さらに庁内作業と住民手続きについて印鑑を用いているかどうかに着目して見ると、庁内作業のうち決裁等印鑑を使用している割合が 6.6%、住民手続きにおいて印鑑を使用している割合が 1.0%となっています。住民手続きについては、令和 4 年（2022 年）4 月に手続きの大部分を押印不要としたことから、押印を必要としている手続きはごく一部となっています。

決裁手続きについても業務効率化の観点から、電子決裁への置き換え等を検討する必要があります。さらには、決裁を要する業務自体が本当に必要な手続きかどうか、省略可能な手続きは無いかなど、業務自体の抜本的なあり方を見直していくことも必要となっています。

図表 11 決裁等印鑑と住民印鑑の使用件数と割合

		合計	I. コア	II. ノンコア	III. ノンコア	IV. ノンコア
作業 件数	決裁等印鑑使用	249,985件	156,237件	8,757件	82,773件	2,218件
	住民印鑑使用	36,199件	5,238件	15件	30,361件	585件
	全体（印鑑使用無し含む）	3,803,661件	393,470件	34,737件	3,311,689件	63,765件
割合	決裁等印鑑使用	6.6%	39.7%	25.2%	2.5%	3.5%
	住民印鑑使用	1.0%	1.3%	0.0%	0.9%	0.9%

出所：阿見町

第3章 DX 推進における目指す姿

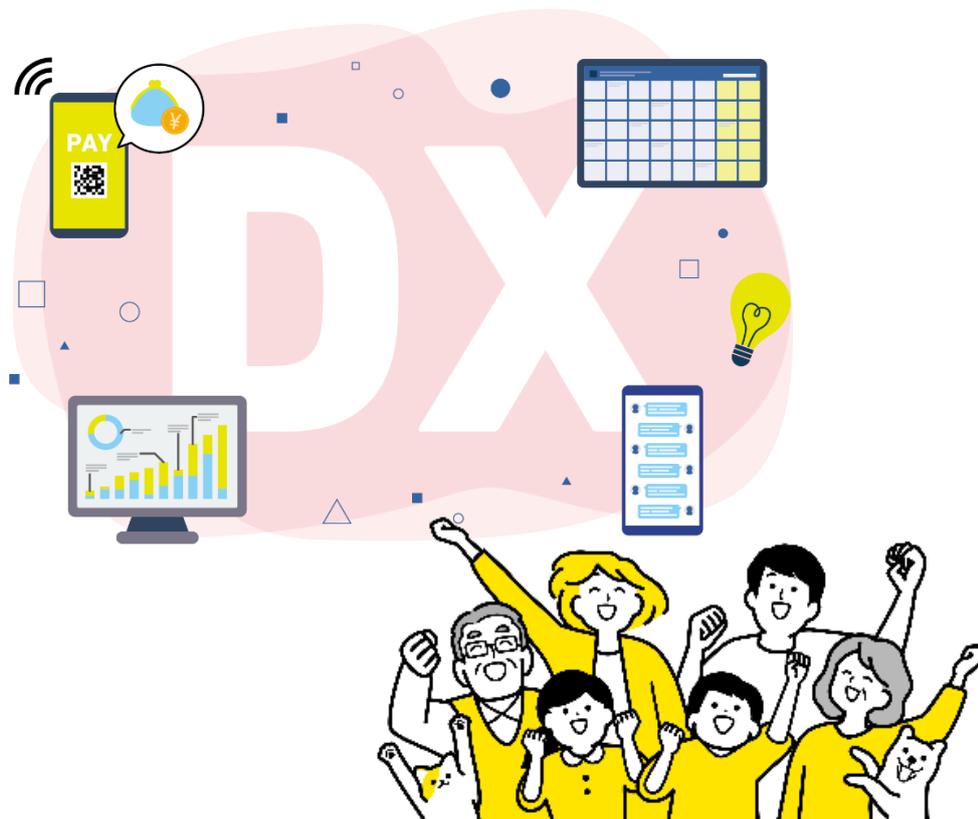
1. 本町における DX とは

経済産業省の定義によると、DX とは「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」とされています。

これを自治体に置き換えると、「社会環境の変化に対して、市民や地域社会のニーズを基にデータとデジタル技術を活用して、行政サービスや組織、庁内風土、業務プロセス等を変革し、競争優位を確立すること」と定義できます。

本町では、住民の皆さまから選ばれ続けるまちであるため、町民ニーズを起点に、データとデジタル技術を徹底的に活用し、町民の利便性を向上させるとともに、業務の最適化・効率化により人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことを「阿見町 DX」と定義します。

国が示した目指すべきデジタル社会のビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」も念頭に、阿見町 DX の推進により、「人と自然が織りなす、輝くまちー豊かな自然環境と共存しながら 緩やかに発展し続ける職住のバランスのとれたまちー」という本町の将来像実現を目指していきます。



2. 基本方針

目指す姿（ビジョン）の達成に向けて、次に掲げる基本方針に基づき阿見町 DX を推進していきます。

基本方針1 DXによる住民サービス向上

デジタル技術の活用により、便利で使いやすい行政サービスの提供と、地域社会のデジタル化推進等により、町民の皆さまが誰一人取り残されずデジタル社会の恩恵を受けられるまちの実現を目指します。

オンライン手続きの拡充により役場に来ずとも行政手続きを完結できるようにし、役場にお越しいただく際にも、ご記入いただく情報量を極力減らすなど負担を軽減することで、スムーズな手続きを実現し待ち時間の短縮も図ります。

また、年齢や国籍、障がいの有無等に関わらず誰もが日々の生活でデジタル化の恩恵を受けることができるよう、各種支援・サポートを実施していきます。

基本方針2 DXによる行政事務の効率化

将来的な人口減少や少子高齢化の進展により、今後働き手が減少することが見込まれるなかでも持続可能で良質な行政サービスを提供し続けるため、デジタル技術の徹底した活用と行政事務の抜本的な再構築を図ります。

定型業務や職員でなくても担える業務は、デジタル技術や外部に任せ、職員は町民との直接対話や企画立案など、住民サービスに直結する業務に注力できるような環境構築を目指します。

基本方針3 DX推進に向けた環境整備

「住民サービス向上」と「行政事務の効率化」という、本町のDX推進の両輪を回す原動力・基礎として必要な環境整備に取り組みます。

オンライン化、デジタル化は利便性を大きく向上させますが、同時に情報流出等のリスクも伴います。リスクを適切に認識したうえで、システムやシステムを使う人に対して必要な対策を講じるとともに、デジタル技術やデータを徹底的に活用していくための人材育成などを推進していきます。

3. 計画の体系

基本方針 1

DXによる住民サービス向上

①マイナンバーカードの普及促進



②行政手続のオンライン化



③デジタルデバインド対策



④地域社会のデジタル化



基本方針 2

DXによる行政事務の効率化

①BPRの取り組みの徹底



②ペーパーレス化の推進



③テレワークの推進



④AI・RPAの利用推進



基本方針 3

DX推進に向けた環境整備

①自治体情報システムの標準化・共通化



②セキュリティ対策の徹底



③デジタル人材の育成・確保



④オープンデータの推進



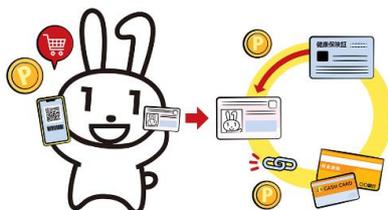
4. 基本施策

基本方針 1 – ①マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードは、デジタル技術を活用する新たな社会へ町民が参加するための重要な手段の一つであり、「行政手続のオンライン化」における基盤となるものでもあることから、これまでの交付促進に係る取組を継続するとともに、行政サービスにおけるさらなる活用を図っていきます。

【主な取組】

マイナンバーカードの取得促進					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年2月末時点、本町のマイナンバーカード交付率は64.5%（全国平均63.5%、県平均62.3%）となっている。 ・マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化の拡大により、マイナンバーカードの利用機会を創出し、マイナンバーカードの普及促進を図る必要がある。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・町民への広報活動やマイナンバーカードの申請補助、休日交付などの申請支援に引き続き取り組む。 ・マイナポータル（ぴったりサービス）、いばらき電子申請システムなどを利用したオンライン申請手続きの拡大に取り組む。 				
主管課	町民課、総務課、関係各課				
取組スケジュール	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
	<div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div>				



出所：政府広報オンライン

コンビニ交付サービスの利便性の向上					
現状	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードを利用して、住民票および印鑑登録証明書を全国のコンビニエンスストア等で取得できるサービスを実施している。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> コンビニエンスストア等で交付できる証明書の対象の拡大を検討していく。 				
主管課	町民課、関係各課				
取組 スケジュール	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
					

【KPI】

KPI 項目	マイナンバーカード交付率	現状値	64.5%
		目標値 (2027 年度)	90.0%



基本方針 1 – ②行政手続きのオンライン化

令和4年度（2022年度）「町民意向調査」の結果にも表れたように、「行政手続きの電子化、オンライン化」は多くの町民が望んでおり、住民利便性の向上に直結する取組です。

手続のために役場に行かなくてもよくなるような仕組みづくりや、役場に行く必要がある場合においても手続が短時間で済むようにデジタル技術を最大限活用し、「行かない、書かない、待たない窓口」の実現を目指します。

加えて、SNS や ICT ツール等の導入検討を進め、町民の皆さまに必要な情報をタイムリーにお届けすることにも注力していきます。

【主な取組】

オンライン手続きの拡充	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・国の自治体 DX 推進計画で示されている「特に国民の利便性向上に資する手続」26 項目（子育て 15 項目、介護 11 項目）（※1）の行政手続と、転出届・転入予約の手続きについては、国が運営するオンラインサービス「ぴったりサービス(マイナポータル)」と町の基幹系業務システムを自動連携させるシステムを構築し、令和4年度からオンライン手続きを一部実施している。 ・県が運営する「いばらき電子申請・届出サービス」を利用し、水道使用開始・中止届の手続きや、各種講座の申込み、一部の証明書の申請など、オンライン手続を実施している。 ・県が運営する「いばらき公共施設予約システム」による体育施設の予約や、専用の図書システムによる蔵書検索・予約などの手続きをオンライン化している。 ・入札については、県が運営する「いばらき電子入札共同利用システム」を利用し、一部、電子入札を実施している。 ・「ぴったりサービス(マイナポータル)」や「いばらき電子申請・届出サービス」などを利用した行政手続のオンライン化促進に向けた取組を進める一方、これら汎用的電子申請システムでは対応できない手続については、専用のシステムによりオンライン化を検討する必要がある。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)」の基準に沿い、優先的に以下の手続きについてオンライン化を進める。

	<p>a. 処理件数が多く、オンライン化の推進による町民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続</p> <p>b. 町民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ぴったりサービス」や「いばらき電子申請・届出サービス」、その他専用システムを活用し、オンライン申請手続きの対象を拡大する。 ・行政手続オンライン化法の改正を踏まえ、今後、より多くの手続のオンライン化に取り組むため、例規の整備を行う。 				
主管課	子ども家庭課、高齢福祉課、健康づくり課、総務課、関係各課				
取組 スケジュール	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
	国推奨 26 項目、転出・転入手続のオンラインサービス提供 				
	オンライン対象手続の拡充検討・運用 				
	例規整備 				

※ 1 「特に国民の利便性向上に資する手続」26 項目

子育て関係（15手続）	児童扶養手当の現況届の事前送信
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	妊娠の届出
児童手当等の額の改定の請求及び届出	介護関係（11手続）
氏名変更／住所変更等の届出	要介護・要支援認定の申請
受給事由消滅の届出	要介護・要支援更新認定の申請
未支払の児童手当等の請求	要介護・要支援状態区分変更認定の申請
児童手当に係る寄附の申出	介護保険負担割合証の再交付申請
児童手当に係る寄附変更等の申出	被保険者証の再交付申請
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	居住（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
児童手当等の現況届	高額介護（予防）サービス費の支給申請
支給認定の申請	介護保険負担限度額認定申請
保育施設等の利用申込	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
保育施設等の現況届	住所移転後の要介護・要支援認定申請

キャッシュレス決済の拡充

<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、町県民税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、放課後児童クラブ保護者負担金、上・下水道料金・農業集落排水使用料については、スマートフォンの決済アプリを利用した電子納付が可能となっている。 ・窓口での証明書発行手数料や施設使用料の支払いは、現金のみとなっているため、キャッシュレス化を検討する必要がある。 ・オンライン申請の際の証明書発行手数料の支払方法が郵便小為替のみとなっているため、オンラインで決済できる仕組みを検討する必要がある。 				
<p>今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン手続による手数料等の決済がオンラインで完結できる仕組みの検討および環境の整備を行う。 ・証明書発行手数料や施設使用料の支払いについて、電子マネーやクレジットカード、QRコード決済などで納付できるように、キャッシュレス決済の拡充を図る。 				
<p>主管課</p>	<p>町民課、税務課、収納課、会計課、総務課、関係各課</p>				
<p>取組スケジュール</p>	<p>2023年度</p>	<p>2024年度</p>	<p>2025年度</p>	<p>2026年度</p>	<p>2027年度</p>
<p>運用体制の検討</p>					
<p>例規整備</p>					
			<p>キャッシュレス決済の拡充・運用</p> 		



「書かない窓口」の導入					
現状	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付申請や、転入転出の手続きの際には、受付窓口において手続きごとに住所、氏名などの情報をそれぞれの申請書類に記入しなければならず、住民への負担や、窓口業務効率化の妨げとなっている。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 窓口での住民票の写し等の交付申請や転入転出の手続きにおいて、住所・氏名等の情報をタブレットから直接入力、またはマイナンバーカードや運転免許証などから自動的に読み取ることで、複数の申請書類に一括転記することにより、来庁者が申請書を書かなくても簡単に手続きができる窓口システムを導入する。 				
主管課	町民課、関係各課				
取組 スケジュール	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
	運用体制の検討			窓口でのシステムの導入・運用	



LINE を活用した情報発信・収集					
現状	<ul style="list-style-type: none"> 行政情報や防災情報については、町公式ホームページのほか、メール配信サービス、SNS (Facebook、Twitter)、YouTube などにより、情報発信を行っているが、町民のニーズに合ったタイムリーな情報提供をさらに強化する必要がある。 町民からの問い合わせは電話のほか町ホームページでも受け付けているが、窓口が開いていない土日や夜間の問い合わせについては、対応できないケースも多く、回答までに時間を要している。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 町公式 LINE を導入し、町政・防災情報発信、問合せ受付、危険個所の早期発見など、町民のニーズに合った情報のプッシュ型通知や、町民からの通報機能により双方向の情報共有を図る。 町民が時間に制限されず必要な時に情報検索や問い合わせができるよう、町公式 LINE に AI チャットボットや手続きガイドなどを導入する。 				
主管課	秘書広聴課、関係各課				
取組 スケジュール	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度

【KPI】

KPI 項目	オンライン化した手続き数（累計）	現状値	46
		目標値 (2027 年度)	200

基本方針 1 – ③デジタルデバイド対策

年齢や障がいの有無、国籍などに関わらず、日々の生活でデジタル化の恩恵を広く受けられるよう、高齢者に対するスマホ講習会の実施や、町が管理する施設の公衆無線LAN環境の充実など、デジタル活用支援施策への取組を推進していきます。

【主な取組】

高齢者等対象のスマートフォン講習会の拡充					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯キャリア等が実施するスマートフォン講習会の周知・広報を行うとともに、2022年度から町公民館等において民間事業者と連携した高齢者向けのスマートフォン講習会を実施している。 ・すべての町民がDXの恩恵を受けるためには、デジタル技術の活用に不安のある高齢者等のデジタルデバイドの解消に取り組む必要がある。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯キャリア等が実施する、総務省のデジタル活用支援事業を活用したスマートフォン講習会の開催の周知・広報を継続して行う。 ・総務省のデジタル活用支援推進事業も活用しながら、民間事業者等と連携した高齢者等対象のスマートフォン講習会を拡充する。 				
主管課	総務課、中央公民館、高齢福祉課				
取組スケジュール	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
					
					

公共施設等における公衆無線 LAN の拡充					
現状	・住民の利便性の向上を図るため、町役場本庁舎をはじめ、町内の公共施設 14 箇所に公衆無線 LAN サービスの提供を行っている。				
今後の方針	・災害時における避難所等の防災拠点での情報収集や伝達手段および地域におけるデジタル機器を使用した学習機会を確保するため、公衆無線 LAN 環境を拡充する。				
主管課	総務課、関係各課				
取組 スケジュール	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
					

【KPI】

KPI 項目	スマートフォン講習会の開催回数 (年間あたり)	現状値	24
		目標値 (2027 年度)	46
KPI 項目	公共施設の Wi-Fi アクセスポイント数	現状値	14
		目標値 (2027 年度)	21



基本方針 1 – ④地域社会のデジタル化

情報通信環境の進展やデジタル化による恩恵を、行政手続きにとどめず、学校生活や公共図書館など日々の生活の身近な場面でも享受できるよう、地域社会のデジタル化を推進していきます。

さらに、他地域の先行事例の研究を進め、デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出、安心・安全の確保、中小企業の DX 支援等、地域課題に応じたデジタル実装の取組推進を検討していきます。

【主な取組】

各分野におけるデジタル化施策の実施					
現状	<ul style="list-style-type: none"> 総務省が令和 2 年 12 月 25 日に策定した自治体 DX 推進計画において「自治体 DX の取組とあわせて取り組むべき事項」として、「全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する」という取組方針が掲げられている。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題に応じたデジタル実装の取組を推進するため、総務省が作成した「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」などを参考とし、各分野においての有効な施策について実施を検討する。 				
主管課	総務課、関係各課				
取組スケジュール	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
					

GIGA スクール構想の推進					
現状	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省の「GIGA スクール構想」では、子どもたち一人ひとりに対して個別最適化された創造性を育む教育の実施や、情報通信や技術面を含めた ICT 環境の実現を目的とし、ハード・ソフト・指導體制を一体とした ICT 環境整備を加速させる取組が自治体に求められている。 本町では GIGA スクール構想に基づき、町内小中学校におけるネットワーク環境及び児童生徒 1 人 1 台の端末の整備が完了している。 ハードの整備のほか、ソフト（デジタルならではの学びの充実）と指導體制（日常的に ICT を活用できる体制）のさらなる推進が求められている。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に ICT を活用できる学習環境を整備し、児童・生徒の情報活用能力の向上や ICT を取り入れた効果的・効率的な授業による学習効果の向上を目指すため、引き続き GIGA スクール構想の推進を図る。 ICT 支援員や ICT 活用教育アドバイザーの活用による指導體制の充実と、デジタル教科書・教材等、ニーズに対応した良質な教育コンテンツの充実を図る。 				
主管課	学校教育課、指導室				
取組 スケジュール	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
					

図書館における電子書籍の導入検討					
現状	<ul style="list-style-type: none"> 電子書籍の貸出については県内 15 自治体で導入済み（2023 年 1 月時点）である。 資料の予約・検索については予約用ホームページから可能となっている。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> デジタル化された書籍をスマートフォンやパソコンを利用して、いつでもどこでも借りて読むことができるサービスの導入を検討していく。 				
主管課	図書館				
取組 スケジュール	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
					



基本方針 2 – ①BPR の取組の徹底

全庁業務量調査を通じて、本町における業務プロセスや業務フローを見える化したことで、正規職員でなくともできる業務を正規職員が担っていたり、 unnecessary な紙を用いたり、業務における非効率な部分が見えてきました。

非効率な業務はデジタル技術の活用により改善が見込まれる部分もありますが、その効果を最大化するためには、業務プロセスや業務フローを抜本的に見直し、再構築を図っていく必要があります、BPR 手法による業務改革を推進していきます。

【主な取組】

BPR 手法による業務改革の導入					
現状	<ul style="list-style-type: none"> 総務省の自治体 DX 推進手順書では、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、必要に応じて業務改革（BPR）に取り組むことが示されている。 デジタル化による業務効率化や生産性向上等のメリットを最大限享受するためには、これらの変化に合わせ、行政内部事務の再構築に取り組む必要がある。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化、AI・RPA の活用など、DX を推進していく上で、全てに関連する BPR の取組（添付書類の省略・押印廃止・業務プロセスの見直し）を全庁的な視点で進め、最適な業務プロセスの再構築に取り組む。 				
主管課	総務課、関係各課				
取組スケジュール	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
	BPR 手法による業務改革開始				

【KPI】

KPI 項目	BPR 実施業務数（累計）	現状値	0
		目標値 (2027 年度)	25

基本方針 2 – ②ペーパーレス化の推進

本町では、窓口における各種手続きや庁内における会議、決裁手続きなど多くの場面で紙が利用されています。紙を用いることで、資源の無駄遣いにつながるだけでなく、業務の効率性や働き方の柔軟性なども阻害されることから、電子決裁の導入や ICT 機器の活用などにより、ペーパーレス化を推進していきます。

【主な取組】

財務会計システム電子決裁の導入					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入支出処理にかかる財務会計事務については、紙媒体による押印決裁で事務処理を行っているが、2022 年度より一部、電子決裁を導入している。 ・ 支出処理にあたっては債権者の押印がある紙媒体の請求書が原則必要となっている。 ・ 収入支出処理は各部署において恒常的に多くの件数が発生するものであり、出先機関においてはその都度、会計部署への運搬作業が発生するなど、事務作業の効率化に課題がある。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行して一部導入した財務会計システムにおける調定決議票の電子決裁の事務改善効果や運用方法について検証を行う。 ・ ペーパーレス化と業務の効率化を図るため、歳出伝票における電子決裁を導入する。 ・ 紙文書のペーパーレス化に伴う紙コストの削減や文書保存場所の確保など、職場環境の改善を図る。 				
主管課	会計課				
取組スケジュール	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
					

文書管理システム電子決裁の導入					
現状	<ul style="list-style-type: none"> 起案文書及び資料等の添付書類は、紙媒体で印刷した後、回議、決裁により事務処理を行っている。 決裁は紙媒体の起案文書に押印しているため、決裁者が不在の際は決裁が下りるまでに時間を要する。 業務に比例し公文書も増加している中で、文書の保存場所を確保することが困難となってきた。 事務処理の過程で紙に印刷する工程を見直し、デジタルで完結できる仕組みを検討する必要がある。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 紙文書や押印を基本とした従来の慣習や仕事の仕方を見直し、スムーズな意思決定やテレワークの推進など業務効率化を図るため、文書決裁処理業務への電子決裁を導入する。 紙文書のペーパーレス化に伴う紙コストの削減や文書保存場所の確保など、職場環境の改善を図る。 				
主管課	総務課				
取組 スケジュール	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
	導入検討・試行		文書管理システム電子決裁の運用		



ペーパーレス会議、現地調査などへのタブレット等 ICT 機器の活用

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・議会にタブレット端末とペーパーレス会議システムを導入し、ペーパーレス化と効率的な議会運営に取り組んでいる。 ・各種の現地調査については、調査の効率化を図るため、現地で必要な情報の確認および入力することができるタブレットを一部の課で導入している。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務効率化及びペーパーレス化を図るため、会議や現地調査、その他効率化が見込まれる業務等でタブレットを始めとした ICT 機器が使用できるよう、タブレットの拡充や新たな ICT 機器の導入を検討する。 				
主管課	総務課、関係各課				
取組 スケジュール	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
					

【KPI】

KPI 項目	文書決裁事務の電子化率	現状値	0%
		目標値 (2027 年度)	100%

基本方針 2 – ③テレワークの推進

本町では、育児や介護等、職員の置かれた個々の事情に応じて多様な働き方を選択できるよう、また、感染症拡大時や災害発生時でも業務を継続できるよう、テレワークが出来る体制を整備してきました。

しかしながら、テレワークをする職員は一部に留まっており、前述のペーパーレス化の推進やビジネスチャットツールの導入、規定の改定などテレワークを利用しやすい環境づくりに努め、平時でも有事でも、職員の意欲・能力が最大限発揮できる職場環境を整備していきます。

【主な取組】

テレワークの拡大					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、テレワーク用ノート PC80 台と自宅等の庁外からのリモートアクセス環境を整備し、運用している。 ・職員のテレワークは、非常時以外の活用が定着しておらず、利用拡大に向けた環境整備が課題となっている。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時の行政機能の維持への対応や働き方改革という観点から、テレワーク時の勤務管理やコミュニケーション等の運用上の課題検証を行い、テレワークを利用しやすい職場環境及び規定の整備に取り組む。 				
主管課	人事課、総務課				
取組 スケジュール	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
					
					



ビジネスチャットツールの導入					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークなどにおいて効率的で円滑なコミュニケーションをとれるようにビジネスチャットツールを導入する自治体が増加している。 ・2023年度に県および県内の希望自治体においてビジネスチャットツールの共同調達が予定されている。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク業務を効率的に行う環境を構築するため、効率的に職場内の情報を共有可能でLGWANとインターネット回線の両方で使用できるビジネスチャットツールの導入を検討する。 				
主管課	総務課、人事課				
取組 スケジュール	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
	運用体制の検討		ビジネスチャットツールの導入・運用		
利用規定の整備					

行政情報ネットワークの無線化の推進					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・行政情報の庁内ネットワークは有線で接続されており、会議室等へ行政情報端末を自由に動かすことができず、事務作業の効率化に課題がある。 ・人事異動や機構改革などの際に、その都度、LANケーブルの敷設作業が必要となり経費がかかる。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が自席に限らず会議室などでも業務がスムーズに実施できるよう、庁内ネットワークの無線化を推進する。 ・デスクトップ型PCから持ち運びが容易なノート型PCへの移行についても職員の意向を確認しながら検討する。 				
主管課	総務課				
取組 スケジュール	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
	導入準備	行政情報ネットワークの無線化運用			

オンライン会議の拡大					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン会議専用 PC を 8 台整備し、主に行政機関主催の会議・研修会への参加や、外部団体との打ち合わせに活用している。 ・庁内における会議は、新型コロナ急拡大時等はオンラインで開催することもあったが、原則会議室におけるオフライン会議で開催されている。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン会議は、移動時間の削減や使用できる会議室がない時間帯でも会議を行える等、業務の効率化に有効なツールである。 ・新型コロナウイルス感染症対策の一時的な対応としてだけでなく、時間・場所にとらわれないメリットをいかし、会議や研修等への利用を促進していく。 ・在宅勤務する職員や、出先機関の職員との会議を効率的に行うため、セキュリティの高い回線を利用したオンライン会議システムの導入を検討していく。 				
主管課	総務課、関係各課				
取組 スケジュール	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度

【KPI】

KPI 項目	ビジネスチャットツール導入率	現状値	0.9%
		目標値 (2027 年度)	100%

基本方針 2 – ④AI・RPA の利用推進

全庁業務量調査の結果、データの入力や照合作業など専門性が不要で定型的な業務に多くの時間を要していることが明らかとなりました。業務の効率性や事務作業の正確性向上といった観点から、単純業務については AI 技術や RPA 等を導入することにより自動化・半自動化を図り、職員は住民サービス業務や企画立案等に専念できる体制を整備していきます。

【主な取組】

AI・RPA の導入と利用進捗					
現状	<ul style="list-style-type: none"> AI・RPA の活用については、先行事例の情報収集やトライアルの実施など、調査研究を行っている。 定型業務などに職員が多くの時間を要しており、本来注力すべき業務に人的資源を振り向けることができていないため、業務を改善する必要がある。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 町民サービスの向上と業務効率化を図るため、AI-OCR、RPA および AI 議事録作成システムを導入する。 業務所管課からのニーズを踏まえた上で、AI・RPA の活用の高い効果が期待できる業務からスモールスタートで導入し、問題点や課題を改善しながら、利用拡大に向け取り組んでいく。 先行自治体で実証済みの AI ツール等の新たなデジタル技術の調査研究を行い、将来的な導入を検討する。 				
主管課	総務課、関係各課				
取組 スケジュール	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
	AI-OCR、RPA、AI 議事録作成システムの導入の検討・運用				
	問題点・課題の検証、改善				
	先行自治体の実証済み事例の調査研究				

【KPI】

KPI 項目	AI・RPA 導入業務数（累計）	現状値	0
		目標値 (2027 年度)	15



データ入力等単純業務や、議事録作成などに AI や RPA 等を活用し省力化

政策立案や町民サービスに資する業務などのコア業務に注力



AI



基本方針 3 – ①自治体情報システムの標準化・共通化

自治体が住民記録など基本的な事務を処理するための情報システムは、各自治体が利便性等の観点から個別に機能のカスタマイズを行ってきました。その結果、システムの維持管理や制度改正時の改修に各自治体が個別対応を余儀なくされ、大きな負担となっています。また、自治体ごとのシステム差異が存在することからクラウドによる共同利用も円滑に進まない状況です。

このような状況を受け、国では情報システムの標準化を推進するために全国標準の仕様を定め、地方公共団体の各種システムの標準化・共通化を進めており、本町も標準準拠システムへの移行を進めていきます。

【主な取組】

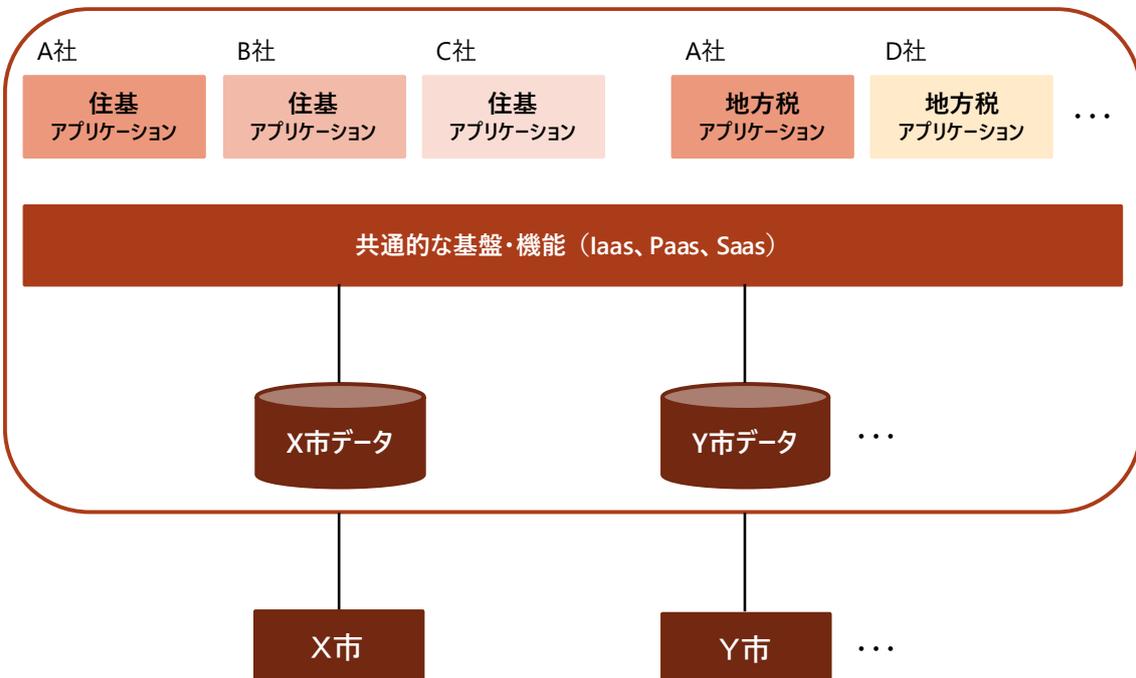
基幹系業務システムの標準化・共通化の推進					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹系業務システムについては、各自治体がそれぞれ独自のシステムを導入しており、制度改正によるシステム改修への対応など財政的負担が大きくなっている。また、自治体ごとに申請書類等の様式が異なることにより住民の負担も生じていることから、国は2025年度までに各自治体に対し、統一したシステムの構築を求めている。 ・国から順次示される標準仕様書に基づき、基幹系業務システムの標準化・共通化を進めている。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年度までに本町で対象となる基幹システム15業務と戸籍など3業務を合わせた18業務について、標準仕様を策定し、標準準拠システムへの移行を目指す。 ・自治体や政府が共同利用するマルチクラウドのシステム基盤「ガバメントクラウド」を整備し、自治体の標準準拠システムをオンプレミスから同基盤上への移行を検討する。 				
主管課	関係各課、総務課				
取組 スケジュール	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
	標準仕様と現行システムの比較分析				
	標準準拠システムの構築・移行			運用	

図表 1 2 標準化・共通化対象 2 0 業務

①住民基本台帳	②選挙人名簿管理	③固定資産税	④個人住民税
⑤法人住民税	⑥軽自動車税	⑦就学	⑧国民年金
⑨国民健康保険	⑩後期高齢者医療	⑪介護保険	⑫障害者福祉
⑬生活保護	⑭健康管理	⑮児童手当	⑯児童扶養手当
⑰印鑑登録	⑱戸籍	⑲戸籍の附票	⑳子ども・子育て支援

※ ⑬及び⑯は県が実施主体となるため、本町においてはシステム未導入

図表 1 3 ガバメントクラウド イメージ図



基本方針 3 – ②セキュリティ対策の徹底

デジタル化・オンライン化の進展は住民の利便性や業務の効率性を大きく向上させるものですが、同時に、インターネットを通じたウイルス感染による情報流出等、新たな脅威にさらされています。

住民の皆さまが安全にサービスを利用できるだけでなく、職員も安全に業務が出来るよう、セキュリティポリシーの随時見直しや、職員に対するセキュリティ研修の実施等を行っていきます。

【主な取組】

セキュリティポリシーの見直し					
現状	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の情報システム強靱化として、総務省が示す「三層の構え」（住民情報流出防止の徹底、LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割、自治体情報セキュリティクラウドの構築）を実施することにより、セキュリティ対策の強化を図っている。 LGWAN 接続系とインターネット接続系とのファイル交換時の無害化処理の実施や、仮想デスクトップ方式での運用により、高いセキュリティレベルを確保している。 国の改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、本町におけるセキュリティポリシーを常に最適化する必要がある。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 急速に進展するデジタル化を踏まえ、国のガイドラインの改定に合わせ、適宜セキュリティポリシーの見直しを行う。 				
主管課	総務課				
取組スケジュール	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
					



職員に対するセキュリティ研修					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象としたeラーニングによるマイナンバー制度に関する情報セキュリティ研修を実施している。 ・職員が様々な情報セキュリティに関する正しい知識と正しく情報を取り扱う能力を習得することで、情報セキュリティに対する職員の意識を高め、情報セキュリティ水準のさらなる向上を図る必要がある。 ・情報セキュリティに関するインシデントが発生した際に、適切な初期対応を行えるよう、対処方法の基礎知識を有した人材の育成と配置が必要である。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・町の情報資産を保護し、高度化・多様化するサイバーリスクへ対応するため、情報セキュリティに関する職員研修を継続的に行い、業務を遂行するうえで必要不可欠なリスクや機密情報の取り扱いについて知識の習得を図る。 				
主管課	総務課、人事課				
取組スケジュール	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
					

【KPI】

KPI項目	情報セキュリティインシデント発生回数	現状値	0
		目標値 (2027年度)	0



基本方針 3 – ③デジタル人材の育成・確保

DXを進めていくためには、デジタル技術に対する知識を深めることはもちろんのこと、すべての職員がDXの意義や必要性を理解し、従来のやり方・慣習にとらわれることなく、業務・組織改革に取り組んでいく必要があります。

職員のDXリテラシー向上を目的とした研修会の実施による既存戦力の底上げに加えて、外部人材の登用・活用なども検討を進め、阿見町のDXを加速させていきます。

【主な取組】

デジタル化推進人材の育成					
現状	<ul style="list-style-type: none"> 各課に配置されている電子情報処理業務取扱担当者や一般職員において、業務に必要となるデジタル知識、スキルの向上に関する学習の場が確保できておらず、デジタル人材不足の状態が続いている。 DXによる業務改善や町民サービスの向上を図るためには、職員のDXに対する高い意識と、デジタル技術を活用できる人材の育成が求められている。 町全体でDXを推進するためには、デジタル人材の育成の対象を情報主管部署の職員に限ることなく、業務改善、デジタル化のアイデア創出、企画提案、システム構築など各業務部門の役割に応じてデジタル化を推進する人材を適切に配置できるよう、全職員のICTリテラシーの底上げが必要である。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ICTリテラシー、デジタル化の企画発案、システムの調達および運用管理手法など、後継職員の育成を踏まえながら、段階的にデジタル人材を育成するため、職員研修実施計画の見直しを行い、デジタル知識・スキルのレベルや、経験・職位に応じた体系的な研修に取り組む。 				
主管課	人事課、総務課				
取組 スケジュール	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度

デジタル化推進人材の確保					
現状	<ul style="list-style-type: none"> DXの推進や適正なシステム調達を行うためには、それを担うICT・セキュリティについての知識を持った人材の確保が重要になっている。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ICT専門職の計画的な採用を引き続き行うとともに、国の人材派遣制度等を活用するなど、国の施策や先進自治体の事例などに精通し、DXの推進を技術的・専門的知見からサポートを受けることができる外部のデジタル人材の活用を検討する。 				
主管課	人事課、総務課				
取組 スケジュール	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
	ICT専門職の計画的な採用の検討				
	外部のデジタル人材の活用の検討				

【KPI】

KPI項目	デジタル人材育成研修実施回数 (年間あたり)	現状値	0
		目標値 (2027年度)	2



基本方針 3 – ④オープンデータの推進

本町が保有するデータのオープンデータ化を推進し、住民参加・官民協働の推進を通じた地域課題の解決、地域の活性化や、民間事業者による住民ニーズに即したサービスの創出を促していきます。

【主な取組】

オープンデータの充実					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・国のデジタル・ガバメント実行計画の中で、オープンデータを前提とした業務・システムの設計・運用の推進、民間ニーズの把握と、これに対応したオープン化の加速、推奨データセットに基づくデータ公開の推進への取り組みが示されている。 ・国が公開を推奨するデータセットの全てのオープンデータ化が行えていない。 				
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・町が保有するデータの整理を進めるとともに、オープンデータサイトへの掲載データの拡充を図り、利用者ニーズに即したオープンデータ化を推進する。 ・庁内データ利活用を推進するため、職員研修を体系的に実施するなど、職員のデータ利活用に対する意識啓発、データ分析スキル向上などの取組を総合的に検討する。 				
主管課	総務課、全課				
取組 スケジュール	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
	保有データの整理（随時）				
	庁内データ利活用の推進に向けた取組の検討				
	オープンデータサイトの充実				

【KPI】

KPI 項目	オープンデータサイト公開件数 (累計)	現状値	1
		目標値 (2027 年度)	100



第4章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 阿見町 DX 推進本部

本町における DX を推進し、デジタル技術の活用による町民等の利便性向上及び庁内の業務効率化を図るため、阿見町 DX 推進本部を設置しています。

本部長に副町長、副本部長に総務部長を充て、DX の全庁的な推進及び総合調整に関すること、その他行政及び地域の DX の推進に必要と認められる事項を所掌しています。

(2) 阿見町 DX 専門部会

阿見町 DX 推進本部の所掌事項について必要な調査や検討を行うため、必要に応じて専門部会を設置します。

専門部会は、本部長の指名する職員によって構成され、DX 推進に関する取組事項について、部署の垣根を超え、全庁横断的に協議・検討を行います。

図表 1 4 阿見町 DX 推進体制



※各専門部会は必要に応じて設置

参考 用語の説明

用語	説明
AI	Artificial Intelligenceの略。「人工知能」人工的に作られた知能を持つコンピュータシステムやソフトウェアのこと。機械であるコンピュータ自身が学び、従来人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断を行うことができる。
AI-OCR	帳票を読み取りデータ化するOCRに、AI技術を活用することで、高精度に手書き文字などを認識することを可能としたもの。
BPR	Business Process Re-engineeringの略。企業などで既存の業務のやり方や手順を抜本的に見直し、業務の流れ（ビジネスプロセス）を最適化すること。
DX（デジタルトランスフォーメーション）	デジタル技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革すること。
ICT	Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関連する技術一般の総称であり、従来用いられてきた「IT（Information Technology）」とほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語としてITが普及したが、国際的にはICTが広く使われている。
IaaS	Infrastructure as a Serviceの略。クラウド上にある仮想サーバーやネットワークなどのインフラ（設備）をインターネット経由で提供するサービスのこと。
IT	Information Technologyの略。インターネットなどの通信とコンピュータとを駆使する情報技術のこと。
LAN	Local Area Network の略。限られた範囲内にあるコンピュータや通信機器、情報機器などをケーブルや無線電波などで接続し、相互にデータ通信できるようにしたネットワークのこと。
LGWAN	Local government Wide area Network の略。総合行政ネットワークのこと。地方公共団体の組織内ネットワーク（庁内LAN）を相互接続する行政専用ネットワークであり、安全確実な電子文書交換、電子メール、情報共有および多様な業務支援システムの共同利用を可能にする電子自治体の基盤。
OCR	Optical Character Reader の略。「光学文字認識」活字や手書き文字を含む画像データ（イメージスキャナーや写真で取り込まれた画像など）を取り込むことで、文字認識を行い、文字コードの列に変換するソフトウェアのこと。また、そのような方式による

	自動文字認識のこと。例えば AI-OCR は人工知能により画像データを自動で文字認識する技術である。
Paas	Platform as a Serviceの略。クラウドにあるOS（機器の基本的な管理や制御のための機能）やミドルウェアなどのプラットフォームが利用できるサービスのこと。
RPA	Robotic Process Automationの略。パソコンを使った定型業務をソフトウェア型のロボットが代行する技術を指す。例えば、メールの添付ファイルの内容を分析し、自動的に基幹システムに登録するなど。業務の効率化を図り、人件費を抑えることも可能になる。
Saas	Software as a Serviceの略。クラウドにあるソフトウェアをインターネット経由で提供するサービスのこと。
SNS	Social Networking Serviceの略。インターネット上への記事や写真の投稿を通して個人間の交流を支援するサービスのこと。
Wi-Fi	無線通信技術の一つで、多くのデバイスが円滑に接続できるように設けられた統一規格のこと。
オンライン化	パソコンやモバイル機器でインターネットに接続された状態を指す。
オンプレミス	サーバーやソフトウェアなどの情報システムを、ユーザ担当者が管理できる施設の構内に機器を設置して運用すること。
オープンデータ	国や地方公共団体が保有するデータのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集等）できるような形で公開されたデータのこと。誰もが許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができる。
ガバメントクラウド	政府が提供する、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。
クラウドサービス	手元のコンピュータに導入して利用していたようなソフトウェアやデータを、インターネットなどのネットワークを通じて必要に応じて利用者に提供するサービスのこと。
デジタル・ガバメント	デジタル技術の徹底活用と官民共同を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと。
デジタルデバイド	コンピュータやインターネットなどの情報技術（IT）を利用したり使いこなすことができる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差のこと。

テレワーク	ICTを活用して場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
マイナポータル	政府が運営するマイナンバーカードを用いたオンラインサービスであり、子育てや介護を始めとする、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取ることが可能な、自分専用のサイトのこと。
ペーパーレス	書類や文書を電子化して、紙を使わずに伝達・保管・管理すること。

阿見町 DX 推進計画

発行 令和 5 年 3 月

阿見町 総務部 総務課

〒300-0392 稲敷郡阿見町中央 1 丁目 1 - 1

電話 029-888-1111 (代)